

文京区特別職報酬等審議会の運営等について

1 審議会の基本方針

- (1) 文京区特別職報酬等審議会（以下「審議会」という。）においては、各委員は、公正中立の立場を貫き、区民の代弁者として広い視野に立ち、自由な発言により審議を行うこと。
- (2) 審議会においては、特別区人事委員会の勧告や他の特別区の動向を十分に参考にしても、これにとらわれることなく、客観的に妥当とする結論を得ること。
- (3) 審議会においては、全員一致の結論に到達することが好ましく、そのために最大限努力すること。

2 審議会の意見について

会長名をもって、書面で区長に答申する。

3 審議会の公開について

- (1) 審議会は公開によって行うものとする。
- (2) 傍聴者の数は、15人を上限とし、当日会場で先着順に受け付けるものとする。
- (3) 審議会資料は、傍聴者にそれぞれ配布する。また、審議会終了後、原則として、ホームページにて公開する。
- (4) 傍聴者の席は、審議会委員と別に設け、会議で発言することはできないものとする。
- (5) 傍聴者は、審議会の許可なくして、録音をとり、撮影をし、又は騒ぎ立てるなど議事を妨害してはならない。
- (6) 傍聴者が(4)又は(5)に違反したときは、会長は、これに退場を命じることができる。

4 会議録について

会議録は、要点筆記により作成し、委員の承認を得た後、資料とともに情報公開の対象とする。